

平成 26 年 2 月議会

第 5 委員会 議案説明資料

予算案

- 平成 26 年 2 月議会補正予算案 道路下水道局集計表 1 頁
- 議案第 1 号 一般会計補正予算案（第 4 号） 3 頁

条例案

- 議案第 23 号 福岡市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例案 17 頁

一般議案

- 議案第 24 号 きらめき通り自転車駐車場に係る指定管理者の指定の一部
変更について } 21 頁
- 議案第 25 号 きらめき通り自転車駐車場に係る指定管理者の指定について }
- 議案第 26 号 有料道路の料金の変更に関する同意について 31 頁
- 議案第 38 号 市道路線の認定について 36 頁
- 議案第 39 号 市道路線の変更について 37 頁
- 議案第 40 号 市道路線の廃止について 38 頁

平成 26 年 2 月 18 日

道路下水道局

1. 一般会計

| 区分 | 補正前の額(A) | | | | | 予算額 | 補財特 |
|-------|------------|--------------|------------|-----------|-------------|---------|---------|
| | 予算額 | 財源内訳 | | | 一般財源 | | |
| | | 特定財源 | | | | | |
| | | 国県支出金 | 市債 | その他 | | | |
| 道路・街路 | 33,307,817 | 8,006,019 | 13,589,000 | 3,125,670 | 8,587,128 | 522,056 | 446,145 |
| | | 計 24,720,689 | | | | | |
| 河川 | 2,990,048 | 1,002,484 | 1,296,000 | 16,061 | 675,503 | 2,095 | 153,065 |
| | | 計 2,314,545 | | | | | |
| 下水道 | 21,799,159 | 2,213 | - | 262 | 21,796,684 | - | - |
| | | 計 2,475 | | | | | |
| 公債費 | - | - | - | 4,814,581 | △ 4,814,581 | - | - |
| 合計 | 58,097,024 | 9,010,716 | 14,885,000 | 7,956,574 | 26,244,734 | 524,151 | 599,210 |

2. 特別会計

| | | | | | | | |
|------------------------|-----------|-------------|---|-----------|---|---|---|
| 事区管 画崎 整土 業理地 | 1,282,361 | - | - | 1,282,361 | - | - | - |
| | | 計 1,282,361 | | | | | |
| 駐 車 場 | 528,135 | - | - | 528,135 | - | - | - |
| | | 計 528,135 | | | | | |
| 合計 | 1,810,496 | - | - | 1,810,496 | - | - | - |

3. 下水道事業会計

(1) 収益的収入及び支出

(単位:千円)

| 区分 | 補正前の額(A) | 補正額(B) | 計(A+B) |
|-------|------------|--------|------------|
| 収益的収入 | 46,648,135 | - | 46,648,135 |
| 収益的支出 | 42,507,796 | - | 42,507,796 |
| 差引 | 4,140,339 | - | 4,140,339 |

(2) 資本的収入及び支出

(単位:千円)

| 区分 | 補正前の額(A) | 補正額(B) | 計(A+B) |
|-------|--------------|--------|--------------|
| 資本的収入 | 34,872,535 | - | 34,872,535 |
| 資本的支出 | 56,040,884 | - | 56,040,884 |
| 差引 | △ 21,168,349 | - | △ 21,168,349 |

道路下水道局集計表

△印:減
(単位:千円)

| 正額 (B) | | | 計 (A+B) | | | | |
|-------------|-----|---------|------------|--------------|------------|-----------|-------------|
| 源内訳 | | | 予算額 | 財源内訳 | | | |
| 定財源 | | 一般財源 | | 特定財源 | | | 一般財源 |
| 市債 | その他 | | | 国県支出金 | 市債 | その他 | |
| △ 598,000 | - | 673,911 | 33,829,873 | 8,452,164 | 12,991,000 | 3,125,670 | 9,261,039 |
| 計 △ 151,855 | | | | 計 24,568,834 | | | |
| △ 209,000 | - | 58,030 | 2,992,143 | 1,155,549 | 1,087,000 | 16,061 | 733,533 |
| 計 △ 55,935 | | | | 計 2,258,610 | | | |
| - | - | 0 | 21,799,159 | 2,213 | - | 262 | 21,796,684 |
| 計 0 | | | | 計 2,475 | | | |
| - | - | 0 | - | - | - | 4,814,581 | △ 4,814,581 |
| △ 807,000 | - | 731,941 | 58,621,175 | 9,609,926 | 14,078,000 | 7,956,574 | 26,976,675 |

| | | | | | | | |
|-----|---|---|-----------|-------------|---|-----------|---|
| - | | 0 | 1,282,361 | - | - | 1,282,361 | - |
| 計 0 | | | | 計 1,282,361 | | | |
| - | - | 0 | 528,135 | - | - | 528,135 | - |
| 計 0 | | | | 計 528,135 | | | |
| - | - | 0 | 1,810,496 | - | - | 1,810,496 | - |

(1)歳 入

| 予算案 説明書 ページ | 款・項 | 目 | 補正前の額 (A) | 補正額 (B) | 計 (A+B) |
|-------------------|------------------------|----------------------|--------------|------------|------------|
| | | | 千円 | 千円 | 千円 |
| 5 ~ 7 | (16) 国庫支出金 2. 国庫補助金 | 6. 土木費国庫補助金 | 3,689,775 | △ 118,105 | 3,571,670 |
| | | 7. 都市計画費国庫補助金 | 4,895,514 | 303,000 | 5,198,514 |
| | | 11. 緊急経済対策費 国庫補助金 | — | 414,315 | 414,315 |
| 12 ・ 13 | (23) 市 債 1. 市 債 | 7. 土 木 債 | 9,723,000 | △ 845,000 | 8,878,000 |
| | | 8. 都 市 計 画 債 | 5,162,000 | 38,000 | 5,200,000 |
| | そ の 他 (本 補 正 以 外) | | 8,382,001 | — | 8,382,001 |
| | 歳 入 合 計 | | 31,852,290 | △ 207,790 | 31,644,500 |

補正予算案(第 4 号)

| 説 | 明 |
|-----------------------|-------------|
| 1. 道路新設改良費補助金の追加 | 43,034千円 |
| 2. 交通安全施設等整備事業費補助金の減額 | △ 196,299千円 |
| 3. 河川水路改修費補助金の追加 | 35,160千円 |
| 街路新設改良費補助金の追加 | |
| 地域の元気臨時交付金の追加 | |
| 1. 道路橋りょう整備債の減額 | △ 636,000千円 |
| 2. 河川水路改良債の減額 | △ 209,000千円 |
| 街路橋りょう整備債の追加 | |
| | |
| | |

(2) 歳 出

| 予算案 説明書 ページ | 款・項 | 目 | 補正前の額 (A) | 補正額 (B) | 計 (A+B) |
|-------------------|------------------------|------------|--------------|------------|------------|
| | | | 千円 | 千円 | 千円 |
| | | 2. 道路維持費 | 2,148,114 | 46,000 | 2,194,114 |
| 32 ・ 33 | (8) 土 木 費 2.道路橋りょう費 | | | | |
| | | 3. 道路新設改良費 | 7,632,460 | 336,911 | 7,969,371 |

説 明

道路照明電気料の追加 46,000千円

※科目別内訳 (単位:千円)

| 区 分 | 補正前の額 | 補 正 額 | 計 |
|------------|-----------|--------|-----------|
| 光 熱 水 費 | 530,075 | 46,000 | 576,075 |
| その他(本補正以外) | 1,618,039 | - | 1,618,039 |
| 合 計 | 2,148,114 | 46,000 | 2,194,114 |

1. 公共事業の減額 △ 40,341千円
有田重留線 外

| | |
|--|-----------------------------|
| 関連歳入 (16)国庫支出金 道路新設改良費補助金 (23)市債 道路橋りょう整備債 | 43,034千円 △ 188,000千円 |
|--|-----------------------------|

2. 単独事業 - 千円

| | |
|--|------------------------------|
| 関連歳入 (16)国庫支出金 地域の元気臨時交付金 (23)市債 道路橋りょう整備債 | 159,892千円 △ 412,000千円 |
|--|------------------------------|

3. 直轄工事費負担金の追加 377,252千円
国道3号 外

| | |
|-----------------------------|-----------|
| 関連歳入 (23)市債 道路橋りょう整備債 | 339,000千円 |
|-----------------------------|-----------|

※科目別内訳 (単位:千円)

| 区 分 | 補正前の額 | 補 正 額 | 計 |
|---------------|-----------|-----------|-----------|
| 工 事 請 負 費 | 4,033,706 | 70,373 | 4,104,079 |
| 公 有 財 産 購 入 費 | 1,221,925 | △ 163,714 | 1,058,211 |
| 負担金補助及び交付金 | 702,400 | 377,252 | 1,079,652 |
| 委 託 料 | 674,976 | 53,000 | 727,976 |
| 給与費・事務費等 | 999,453 | - | 999,453 |
| 合 計 | 7,632,460 | 336,911 | 7,969,371 |

| 予算案 説明書 ページ | 款・項 | 目 | 補正前の額 (A) | 補正額 (B) | 計 (A+B) |
|-------------------|-------------|---------------------|--------------|------------|------------|
| | | | 千円 | 千円 | 千円 |
| 32 ↳ 35 | 〔2.道路橋りょう費〕 | 4. 交通安全施設 等整備事業費 | 7,117,416 | △ 430,855 | 6,686,561 |
| 34 ↳ 37 | 3.河川水路費 | 3.河川水路改良費 | 2,565,557 | 2,095 | 2,567,652 |

説 明

1. 公共事業の減額 △ 430,855千円
 国道495号 外

| | | |
|-----------------|-------------|--|
| 関連歳入 | | |
| (16)国庫支出金 | △ 196,299千円 | |
| 交通安全施設等整備事業費補助金 | | |
| (23)市債 | △ 206,000千円 | |
| 道路橋りょう整備債 | | |

2. 単独事業 － 千円

| | | |
|------------|-------------|--|
| 関連歳入 | | |
| (16)国庫支出金 | 20,626千円 | |
| 地域の元気臨時交付金 | | |
| (23)市債 | △ 169,000千円 | |
| 道路橋りょう整備債 | | |

※科目別内訳 (単位:千円)

| 区 分 | 補正前の額 | 補 正 額 | 計 |
|---------------|-----------|-----------|-----------|
| 工 事 請 負 費 | 4,187,434 | △ 310,577 | 3,876,857 |
| 公 有 財 産 購 入 費 | 433,494 | 7,989 | 441,483 |
| 負担金補助及び交付金 | 76,500 | △ 11,000 | 65,500 |
| 補償補填及び賠償金 | 1,077,973 | △ 103,260 | 974,713 |
| 委 託 料 | 878,360 | △ 14,007 | 864,353 |
| 給与費・事務費等 | 463,655 | - | 463,655 |
| 合 計 | 7,117,416 | △ 430,855 | 6,686,561 |

1. 公共事業の追加 2,095千円
 名柄川 外

| | | |
|------------|------------|--|
| 関連歳入 | | |
| (16)国庫支出金 | 35,160千円 | |
| 河川水路改修費補助金 | | |
| (23)市債 | △ 45,000千円 | |
| 河川水路改良債 | | |

2. 単独事業 － 千円

ア. 河川水路改良事業 － 千円

イ. 治水池環境整備事業 － 千円

| | | |
|------------|-------------|--|
| 関連歳入 | | |
| (16)国庫支出金 | 117,905千円 | |
| 地域の元気臨時交付金 | | |
| (23)市債 | △ 164,000千円 | |
| 河川水路改良債 | | |

※科目別内訳 (単位:千円)

| 区 分 | 補正前の額 | 補 正 額 | 計 |
|-----------|-----------|----------|-----------|
| 工 事 請 負 費 | 1,884,546 | 13,438 | 1,897,984 |
| 委 託 料 | 232,174 | 3,157 | 235,331 |
| 補償補填及び賠償金 | 179,872 | △ 14,500 | 165,372 |
| 給与費・事務費等 | 268,965 | - | 268,965 |
| 合 計 | 2,565,557 | 2,095 | 2,567,652 |

| 予算案 説明書 ページ | 款・項 | 目 | 補正前の額 (A) | 補正額 (B) | 計 (A+B) |
|-------------------|-------------------------|------------|--------------|------------|------------|
| | | | 千円 | 千円 | 千円 |
| 40 ・ 41 | (9) 都市計画費 3. 街路橋りょう費 | 1. 街路新設改良費 | 11,015,121 | 570,000 | 11,585,121 |
| その他の科目(本補正以外) | | | 27,618,356 | — | 27,618,356 |
| 歳 出 合 計 | | | 58,097,024 | 524,151 | 58,621,175 |

説 明

1. 公共事業の追加 570,000千円
 ア. 新設改良 540,000千円
 屋形原須玖線 外

イ. 鉄道高架 30,000千円
 西鉄天神大牟田線連続立体交差事業(雑餉隈駅付近)

| | |
|------------|-----------|
| [関連歳入] | |
| (16)国庫支出金 | 304,098千円 |
| 街路新設改良費補助金 | 303,000千円 |
| 地域の元気臨時交付金 | 1,098千円 |
| (23)市債 | 247,000千円 |
| 街路橋りょう整備債 | |

2. 単独事業 — 千円

新設改良

| | |
|------------|-------------|
| [関連歳入] | |
| (16)国庫支出金 | 114,794千円 |
| 地域の元気臨時交付金 | |
| (23)市債 | △ 209,000千円 |
| 街路橋りょう整備債 | |

※科目別内訳

(単位:千円)

| 区 分 | 補正前の額 | 補 正 額 | 計 |
|---------------|------------|---------|------------|
| 工 事 請 負 費 | 1,554,415 | 393,000 | 1,947,415 |
| 公 有 財 産 購 入 費 | 4,763,003 | 147,000 | 4,910,003 |
| 負担金補助及び交付金 | 1,546,235 | 30,000 | 1,576,235 |
| 給与費・事務費等 | 3,151,468 | — | 3,151,468 |
| 合 計 | 11,015,121 | 570,000 | 11,585,121 |

(3) 繰越明許費

| 款・項 | 目 | 事業名 | 関係予算額 | 繰越額 |
|-------------------------|-----------------|-------------|-----------------|-----------------|
| (8) 土木費 2. 道路橋りょう費 | 3. 道路新設改良費 | 道路新設改良事業 | 千円 7,969,371 | 千円 2,725,365 |
| | 4. 交通安全施設等整備事業費 | 交通安全施設等整備事業 | 6,686,561 | 3,008,411 |
| 3. 河川水路費 | 3. 河川水路改良費 | 河川水路改良事業 | 2,567,652 | 1,409,185 |
| (9) 都市計画費 3. 街路橋りょう費 | 1. 街路新設改良費 | 街路新設改良事業 | 11,585,121 | 3,405,812 |
| 計 | | | 28,808,705 | 10,548,773 |

(4) 地方債

| 起債の目的 | 限度額 | | |
|-----------|-----------------|-----------------|------------------|
| | 補正前 (A) | 補正後 (B) | 差引補正予定額 (B-A) |
| 道路橋りょう整備費 | 千円 8,427,000 | 千円 7,791,000 | 千円 △ 636,000 |
| 河川水路改良費 | 1,296,000 | 1,087,000 | △ 209,000 |
| 街路橋りょう整備費 | 5,162,000 | 5,200,000 | 38,000 |

繰 越 事 由

用地取得等に日時を要し、年度内に完了しないため。

地元協議等に日時を要し、年度内に完了しないため。

地元協議等に日時を要し、年度内に完了しないため。

用地取得等に日時を要し、年度内に完了しないため。

《 参 考 》

補正予算箇所

【一 般 会 計】

(議案説明資料 p5 ~ p8 関連)

(単位：千円)

土木費

2. 道路橋りょう費

3. 道路新設改良費

(1) 事業別補正額

| 区 分 | 補正前の額 | 補 正 額 | 計 |
|----------|-----------|----------|-----------|
| 公 共 事 業 | 2,575,800 | △ 40,341 | 2,535,459 |
| 直轄工事費負担金 | 689,000 | 377,252 | 1,066,252 |
| 本補正以外 | 4,367,660 | — | 4,367,660 |
| 計 | 7,632,460 | 336,911 | 7,969,371 |

(2) 路線別補正額

○ 公 共 事 業

| 主な対象路線名 | 補正前の額 | 補 正 額 | 計 | 補正理由 |
|---------|-----------|----------|-----------|------|
| 有田重留線 | 110,000 | △ 53,170 | 56,830 | 国内示減 |
| 福岡東環状線 | 63,000 | △ 35,700 | 27,300 | 国内示減 |
| 都地姪浜線 | 155,000 | 62,200 | 217,200 | 国内示増 |
| 路面下空洞調査 | — | 53,000 | 53,000 | 国内示増 |
| 福岡志摩線 外 | 2,247,800 | △ 66,671 | 2,181,129 | 国内示減 |
| 計 | 2,575,800 | △ 40,341 | 2,535,459 | |

○ 直轄工事費負担金

| 主な対象路線名 | 補正前の額 | 補 正 額 | 計 | 補正理由 |
|---------|---------|---------|-----------|------|
| 国道3号 外 | 689,000 | 377,252 | 1,066,252 | 国内示増 |
| 計 | 689,000 | 377,252 | 1,066,252 | |

4. 交通安全施設等整備事業費

(1) 事業別補正額

| 区 分 | 補正前の額 | 補 正 額 | 計 |
|---------|-----------|-----------|-----------|
| 公 共 事 業 | 3,686,500 | △ 430,855 | 3,255,645 |
| 本補正以外 | 3,430,916 | — | 3,430,916 |
| 計 | 7,117,416 | △ 430,855 | 6,686,561 |

(2) 路線別補正額

○ 公 共 事 業

| 主な対象路線名 | 補正前の額 | 補 正 額 | 計 | 補正理由 |
|-----------|-----------|-----------|-----------|------|
| 国道495号 | 154,500 | △ 35,000 | 119,500 | 国内示減 |
| 桧原比恵線 | 471,698 | △ 31,000 | 440,698 | 国内示減 |
| 大原周船寺停車場線 | 55,000 | 36,000 | 91,000 | 国内示増 |
| 大型標識点検 | — | 30,000 | 30,000 | 国内示増 |
| 町川原福岡線 外 | 3,005,302 | △ 430,855 | 2,574,447 | 国内示減 |
| 計 | 3,686,500 | △ 430,855 | 3,255,645 | |

土木費

3. 河川水路費

3. 河川水路改良費

(1) 事業別補正額

| 区 分 | 補正前の額 | 補 正 額 | 計 |
|-----------|-----------|-------|-----------|
| 公 共 事 業 | 1,757,000 | 2,095 | 1,759,095 |
| 本 補 正 以 外 | 808,557 | — | 808,557 |
| 計 | 2,565,557 | 2,095 | 2,567,652 |

(2) 路線別補正額

○ 公 共 事 業

| 主な対象路線名 | 補正前の額 | 補 正 額 | 計 | 補正理由 |
|---------|-----------|----------|-----------|------|
| 名柄川 | 30,000 | 59,750 | 89,750 | 国内示増 |
| 香椎川 | 90,000 | △ 30,665 | 59,335 | 国内示減 |
| 吉塚新川 | 160,000 | △ 26,990 | 133,010 | 国内示減 |
| 周船寺川 外 | 1,477,000 | — | 1,477,000 | |
| 計 | 1,757,000 | 2,095 | 1,759,095 | |

都市計画費

3. 街路橋りょう費

1. 街路新設改良費

(1) 事業別補正額

| 区 分 | 補正前の額 | 補 正 額 | 計 |
|-----------|------------|---------|------------|
| 公 共 事 業 | 9,242,762 | 570,000 | 9,812,762 |
| 本 補 正 以 外 | 1,772,359 | — | 1,772,359 |
| 計 | 11,015,121 | 570,000 | 11,585,121 |

(2) 路線別補正額

○ 公 共 事 業

| 主な対象路線名 | 補正前の額 | 補 正 額 | 計 | 補正理由 |
|------------------------------|-----------|---------|-----------|------|
| 屋形原須玖線 | 499,100 | 180,000 | 679,100 | 国内示増 |
| 香椎アイランド線 | 2,539,792 | 165,000 | 2,704,792 | 国内示増 |
| 千代粕屋線 | 70,900 | 100,000 | 170,900 | 国内示増 |
| 和白新宮線 | 600,000 | 90,000 | 690,000 | 国内示増 |
| 西鉄天神大牟田線連続立体交差事業 (雑餉隈駅付近) | 1,641,200 | 30,000 | 1,671,200 | 国内示増 |
| 長浜臨港線 外 | 3,891,770 | 5,000 | 3,896,770 | 国内示増 |
| 計 | 9,242,762 | 570,000 | 9,812,762 | |

繰越箇所

【一般会計】

(議案説明資料 p11 ~ p12 関連)

(1) 道路新設改良費

(単位:千円)

| 公 共 事 業 | | 単 独 事 業 等 | | 合計 |
|-----------|---|-----------|--|---|
| 繰越額 | 主な路線等 | 繰越額 | 主な路線等 | |
| 1,235,018 | 学園通線 福岡志摩線 周船寺有田線 松崎吉塚線他 千代今宿線 唐人町豊浜線 路面下空洞調査 15路線 | 1,490,347 | 志賀島循環線 博多駅前10号線 野間花畑線 桜井太郎丸線 都地姪浜線 福岡志摩原線 96路線 | 2,725,365 (工事費 1,799,392) 用地費 587,031 補償費 195,141 委託料 143,801 負担金 0 111路線 |

(2) 交通安全施設等整備事業費

(単位:千円)

| 公 共 事 業 | | 単 独 事 業 等 | | 合計 |
|-----------|---|-----------|--|--|
| 繰越額 | 主な路線等 | 繰越額 | 主な路線等 | |
| 1,712,395 | 町川原福岡線 水城下臼井線 桧原比恵線 荒戸荒津線 博多駅前57号線 大型標識点検 大楠平和線 46路線 | 1,296,016 | 内野次郎丸弥生線 水城下臼井線 下和白三苦線 清川172号線 高宮長尾線 西新1号線 108路線 | 3,008,411 (工事費 1,993,126) 用地費 174,705 補償費 538,170 委託料 240,410 負担金 62,000 154路線 |

(3) 河川水路改良費

(単位:千円)

| 公 共 事 業 | | 単 独 事 業 等 | | 合計 |
|-----------|---|-----------|--|--|
| 繰越額 | 主な河川名等 | 繰越額 | 主な河川名等 | |
| 1,151,906 | 周船寺川 水崎川 金屑川 片江川 9河川 1池 | 257,279 | 綿打川 駄ヶ原川 長尾川 弁天川 15河川 3池 | 1,409,185 (工事費 1,209,823) 用地費 42,660 補償費 91,594 委託料 65,108 負担金 0 24河川 4池 |

(4) 街路新設改良費

(単位:千円)

| 公 共 事 業 | | 単 独 事 業 等 | | 合 計 |
|-----------|--|-----------|---|--|
| 繰越額 | 主な路線等 | 繰越額 | 主な路線等 | |
| 3,059,430 | 西鉄天神大牟田線 (雑餉隈駅付近) 博多箱崎線外1線(千代・馬出) 長尾橋本線(飯倉) 屋形原須玖線(警弥郷) 国道3号線 (半道橋・東那珂・板付) 11路線 | 346,382 | 西鉄天神大牟田線 (雑餉隈駅付近) 長浜臨港線(長浜) 屋形原須玖線(警弥郷) 博多箱崎線外1線 (千代・馬出) 17路線 | 3,405,812 〔工事費 717,368 用地費 547,317 補償費 982,535 委託料 190,928 負担金 967,664〕 28路線 |

合 計

(単位:千円)

| 公 共 事 業 | | 単 独 事 業 等 | | 合 計 |
|-----------|-------|-----------|-------|---|
| 繰越額 | 主な路線等 | 繰越額 | 主な路線等 | |
| 7,158,749 | | 3,390,024 | | 10,548,773 〔工事費 5,719,709 用地費 1,351,713 補償費 1,807,440 委託料 640,247 負担金 1,029,664〕 |

議案第23号

福岡市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成26年2月17日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

理由

この条例案を提出したのは、道路法の一部改正に伴い、道路占用料の減免及び徴収方法について規定の整備を行う等の必要があるによる。

福岡市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

福岡市道路占用料徴収条例（昭和28年福岡市条例第44号）の一部を次のように改正する。

第3条各号列記以外の部分中「前条の規定により」を「同条の規定により」に改め、同条第1号中「法第35条に規定する事業（道路法施行令（昭和27年政令第479号。以下「施行令」という。）第18条に規定するものを除く。）及び」を削る。

第4条第1項中「若しくは」を「又は」に、「し、又は法第35条の規定により同意をした」を「した」に改め、「。以下「電線共同溝整備法」という。」を削り、「し、又は電線共同溝整備法第21条の規定により協議が成立した」を「した」に、「当該許可又は当該協議」を「当該許可」に、「し、又は当該協議が成立した」を「した」に改め、「又は同意」を削り、「電線共同溝整備法第10条」を「同法第10条」に改め、同条第2項中「前項の規定により」を「同項の規定により」に改める。

別表施行令第7条第1号に掲げる物件の項中「施行令第7条第1号」を「道路法施行令（昭和27年政令第479号。以下「施行令」という。）第7条第1号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第23号

福岡市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例案について

1 改正理由

道路法等の一部改正により、国が行う事業に係る道路占用料は全て徴収しないこととなったため、道路占用料の減免及び徴収方法について規定を整備する必要があるもの。

2 改正内容

国が行う事業に係る道路占用料の減免規定を削除するとともに、占用料の徴収方法その他必要な規定の整備を行う。

| 現行 | 改正後 |
|-------------------------------------|----------------------------|
| 国が行う事業の中で、国有林野事業のみ道路占用料を徴収することができる。 | 国が行う事業については、全て道路占用料を徴収しない。 |

3 施行期日

公布の日

福岡市道路占用料徴収条例 新旧対照表

| 現行 | 改正案 |
|--|--|
| <p>(占用料の減免)</p> <p>第3条 市長は、占用が次の各号の一に該当するときは、前条の規定にかかわらず、<u>前条の規定により計算した額の範囲内において、別に占用料の額を定め、又は占用料を減免することができる。</u></p> <p>(1) <u>法第35条に規定する事業（道路法施行令（昭和27年政令第479号。以下「施行令」という。）第18条に規定するものを除く。）及び地方財政法（昭和23年法律第109号）第6条に規定する公営企業に係るもの</u></p> <p>(2)～(5) 略</p> <p>2 略</p> <p>(占用料の徴収方法)</p> <p>第4条 占用料は、<u>法第32条第1項若しくは第3項の規定により許可をし、又は法第35条の規定により同意をした占有の期間（電線共同溝に係る占用料にあつては、電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成7年法律第39号。以下「電線共同溝整備法」という。）第10条、第11条第1項若しくは第12条第1項の規定により許可をし、又は電線共同溝整備法第21条の規定により協議が成立した占有することができる期間（当該許可又は当該協議に係る電線共同溝への電線の敷設工事を開始した日が当該許可をし、又は当該協議が成立した日と異なる場合には、当該敷設工事を開始した日から当該占有することができる期間の末日までの期間）。以下同じ。）に係る分を、当該占有の許可又は同意をした際（電線共同溝に係る占用料にあつては、<u>電線共同溝整備法第10条、第11条第1項若しくは第12条第1項の規定により許可をし、又は電線共同溝整備法第21条の規定により協議が成立した際（当該許可又は当該協議に係る電線共同溝への電線の敷設工事を開始した日が当該許可をし、又は当該協議が成立した日と異なる場合には、当該敷設工事を開始した際）</u>）に徴収する。ただし、市長が特に必要があると認めた場合は、1月以内の納期限を指定して納入通知書により一括して徴収することができる。</u></p> <p>2 前項の規定にかかわらず、占有の期間が1年以上で翌年後以降にわたる場合においては、初年度分の占用料は、<u>前項の規定により徴収するものとし、次年度以降の分は、毎年度当該年度分を4月30日までに徴収するものとする。</u></p> <p>第5条～第8条 略</p> | <p>(占用料の減免)</p> <p>第3条 市長は、占用が次の各号の一に該当するときは、前条の規定にかかわらず、<u>同条の規定により計算した額の範囲内において、別に占用料の額を定め、又は占用料を減免することができる。</u></p> <p>(1) _____</p> <p style="text-align: center;">(削除)</p> <p>_____地方財政法（昭和23年法律第109号）第6条に規定する公営企業に係るもの</p> <p>(2)～(5) 略</p> <p>2 略</p> <p>(占用料の徴収方法)</p> <p>第4条 占用料は、<u>法第32条第1項又は第3項の規定により許可をした占有の期間（電線共同溝に係る占用料にあつては、電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成7年法律第39号 _____ (削除) _____）第10条、第11条第1項又は第12条第1項の規定により許可をした占有することができる期間（当該許可に係る電線共同溝への電線の敷設工事を開始した日が当該許可をした日と異なる場合には、当該敷設工事を開始した日から当該占有することができる期間の末日までの期間）。以下同じ。）に係る分を、当該占有の許可 _____ (削除) をした際（電線共同溝に係る占用料にあつては、<u>同法第10条、第11条第1項又は第12条第1項の規定により許可をした際（当該許可に係る電線共同溝への電線の敷設工事を開始した日が当該許可をした日と異なる場合には、当該敷設工事を開始した際）</u>）に徴収する。ただし、市長が特に必要があると認めた場合は、1月以内の納期限を指定して納入通知書により一括して徴収することができる。</u></p> <p>2 前項の規定にかかわらず、占有の期間が1年以上で翌年後以降にわたる場合においては、初年度分の占用料は、<u>同項の規定により徴収するものとし、次年度以降の分は、毎年度当該年度分を4月30日までに徴収するものとする。</u></p> <p>第5条～第8条 略</p> |

| <p>別表</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <th rowspan="2">占用物件</th> <th colspan="2">占用料</th> </tr> <tr> <th>単位</th> <th>金額</th> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">以上 (略)</td> </tr> <tr> <td>施行令第7条第1号に掲げる物件</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">以下 (略)</td> </tr> </table> <p>備考 略</p> | 占用物件 | 占用料 | | 単位 | 金額 | 以上 (略) | | | 施行令第7条第1号に掲げる物件 | | | 以下 (略) | | | <p>別表</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <th rowspan="2">占用物件</th> <th colspan="2">占用料</th> </tr> <tr> <th>単位</th> <th>金額</th> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">以上 (略)</td> </tr> <tr> <td>道路法施行令(昭和27年政令第479号。以下「施行令」という。)第7条第1号に掲げる物件</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">以下 (略)</td> </tr> </table> <p>備考 略</p> | 占用物件 | 占用料 | | 単位 | 金額 | 以上 (略) | | | 道路法施行令(昭和27年政令第479号。以下「施行令」という。)第7条第1号に掲げる物件 | | | 以下 (略) | | |
|---|------|-----|--|----|----|--------|--|--|-----------------|--|--|--------|--|--|--|------|-----|--|----|----|--------|--|--|--|--|--|--------|--|--|
| 占用物件 | | 占用料 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 単位 | 金額 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 以上 (略) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 施行令第7条第1号に掲げる物件 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 以下 (略) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 占用物件 | 占用料 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 単位 | 金額 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 以上 (略) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 道路法施行令(昭和27年政令第479号。以下「施行令」という。)第7条第1号に掲げる物件 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 以下 (略) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

<参考>道路法 新旧対照表

| 改正前 | 現行 |
|---|--|
| <p>(占用料の徴収)</p> <p>第39条 道路管理者は、道路の占用につき占用料を徴収することができる。ただし、道路の占用が国の行う事業で政令で定めるもの及び地方公共団体の行う事業で地方財政法(昭和23年法律第109号)第6条に規定する公営企業以外のものに係る場合においては、この限りでない。</p> <p>2 略</p> | <p>(占用料の徴収)</p> <p>第39条 道路管理者は、道路の占用につき占用料を徴収することができる。ただし、道路の占用が国の行う事業(削除)及び地方公共団体の行う事業で地方財政法(昭和23年法律第109号)第6条に規定する公営企業以外のものに係る場合においては、この限りでない。</p> <p>2 略</p> |

<参考>道路法施行令 新旧対照表

| 改正前 | 現行 |
|---|---|
| <p>(<u>占用料を徴収しない国の事業</u>)</p> <p>第18条 <u>法第39条第1項ただし書の政令で定める占用料を徴収することのできない国の事業は、次の各号のいずれかに該当するものとする。</u></p> <p>(1) <u>一般会計をもって経理する事業</u></p> <p>(2) <u>特別会計をもって経理する事業のうち、企業の性格を有しないもので国土交通省令で定めるもの</u></p> <p>(指定区間内の国道に係る占用料の額)</p> <p>第19条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 国土交通大臣は、指定区間内の国道に係る占用料に次に掲げる占用物件に係るものについて、特に必要があると認めるときは、前2項の規定にかかわらず、前2項に規定する額の範囲内において別に占用料を定め、又は占用料を徴収しないことができる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>法第35条に規定する事業(前条に規定するものを除く。)</u>及び地方財政法(昭和23年法律第109号)第6条に規定する公営企業に係るもの</p> <p>(3)～(6) 略</p> | <p>第18条 (削除)</p> <p>(指定区間内の国道に係る占用料の額)</p> <p>第19条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 国土交通大臣は、指定区間内の国道に係る占用料に次に掲げる占用物件に係るものについて、特に必要があると認めるときは、前2項の規定にかかわらず、前2項に規定する額の範囲内において別に占用料を定め、又は占用料を徴収しないことができる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) (削除)</p> <p>地方財政法(昭和23年法律第109号)第6条に規定する公営企業に係るもの</p> <p>(3)～(6) 略</p> |

議案第24号

きらめき通り自転車駐車場に係る指定管理者の指定の一部変更について

上記の議案を提出する。

平成26年2月17日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

理由

本件は、きらめき通り自転車駐車場の指定管理者から、指定管理者の地位について辞退の申出があったことに鑑み、当該公の施設の指定管理者の指定に係る期間を変更する必要があるため、議会の議決を求めるものである。

きらめき通り自転車駐車場に係る指定管理者の指定の一部変更について

議案第244号をもって平成24年12月21日に議会の議決を経たきらめき通り自転車駐車場に係る指定管理者の指定の一部を次のように変更する。

3 指定する期間

平成25年4月1日から平成26年2月27日まで

(元議決 平成25年4月1日から平成28年3月31日まで)

議案第25号

きらめき通り自転車駐車場に係る指定管理者の指定について

上記の議案を提出する。

平成26年2月17日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

理由

本件は、本市が設置するきらめき通り自転車駐車場の管理を行わせる指定管理者を指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものである。

きらめき通り自転車駐車場に係る指定管理者の指定について

公の施設の管理を行わせる指定管理者を次のように指定する。

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設
きらめき通り自転車駐車場
- 2 指定管理者に指定する者
福岡市博多区住吉一丁目2番25号
株式会社 サン・ライフ
- 3 指定する期間
平成26年2月28日から平成29年3月31日まで

議案第 24 号及び議案第 25 号の説明

議案第 24 号

きらめき通り自転車駐車場に係る指定管理者の指定の一部変更について

(理 由)

本件は、きらめき通り自転車駐車場の指定管理者から、指定管理者の地位について辞退の申出があったことに鑑み、当該公の施設の指定管理者の指定に係る期間を変更する必要が生じたので、議会の議決を求めるものである。

議案第 25 号

きらめき通り自転車駐車場に係る指定管理者の指定について

(理 由)

本件は、本市が設置するきらめき通り自転車駐車場の管理を行わせる指定管理者を指定することについて、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を求めるものである。

1 きらめき通り自転車駐車場の概要

(1) 施設の概要

| | |
|------|--|
| 施設名称 | きらめき通り自転車駐車場 |
| 所在地 | 中央区天神二丁目 |
| 構造 | 地下 2 階～地下 3 階 |
| 収容台数 | 583 台 (附置義務自転車駐車場 488 台とあわせて 1,071 台) |

(2) 現在の指定管理者及び指定期間

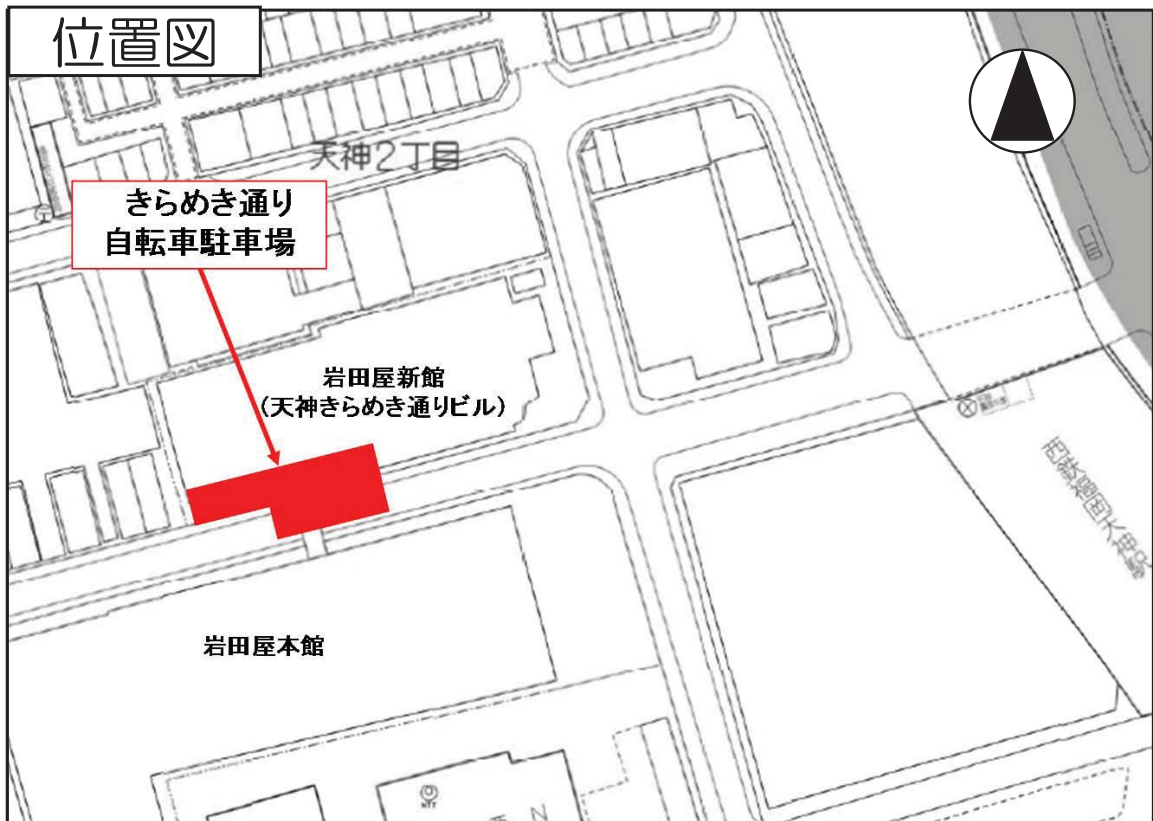
指定管理者：福岡市中央区天神二丁目 6 番 1 号

福岡新都心開発株式会社

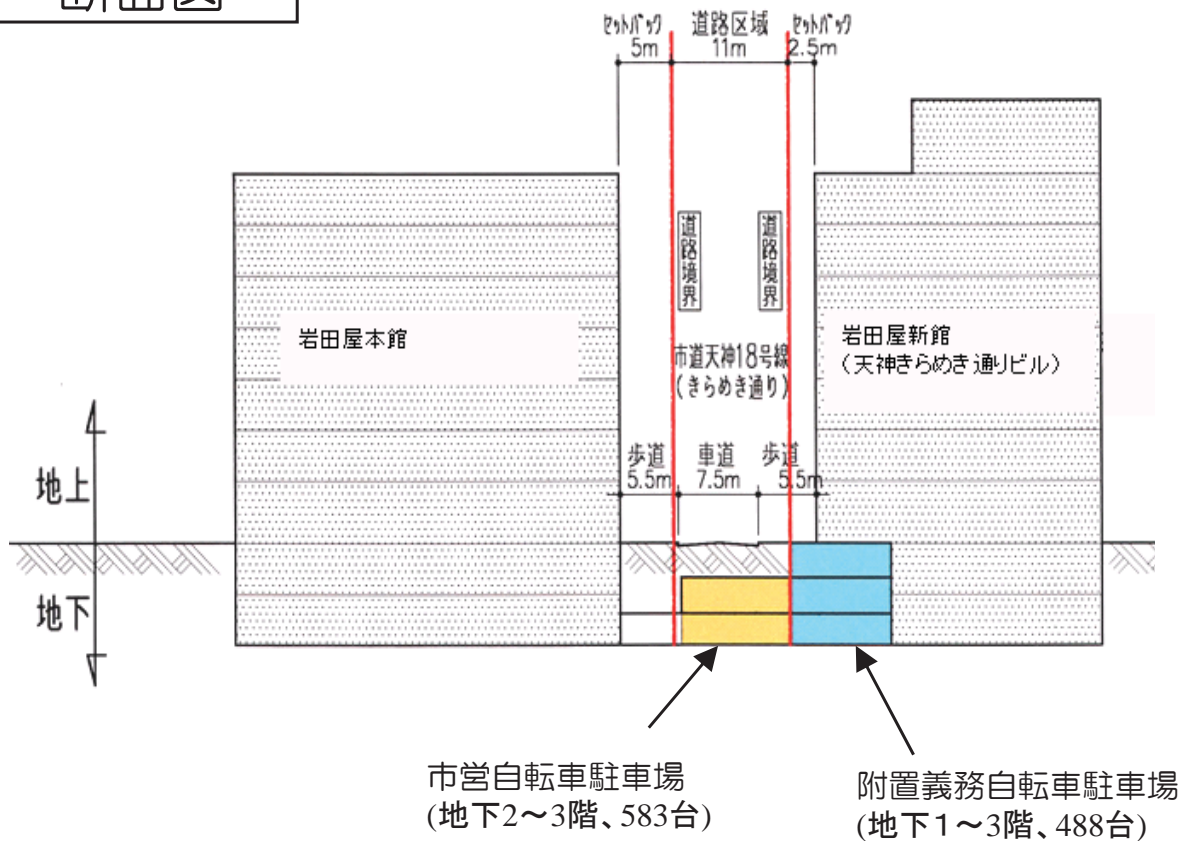
指定期間：平成 25 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日まで

きらめき通り自転車駐車場 概要図

位置図



断面図

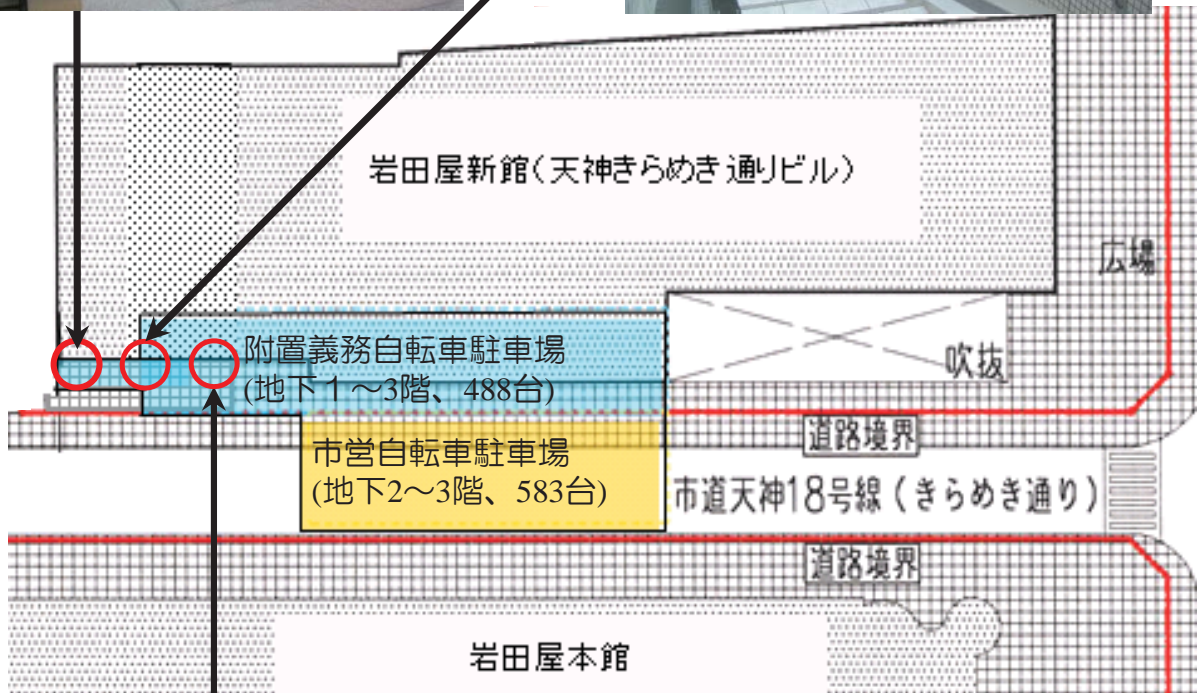


平面図

○出入口



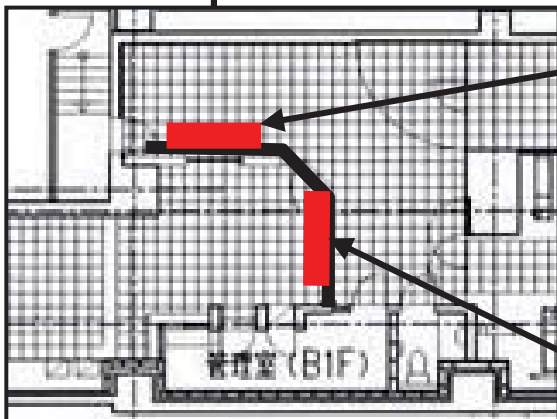
○スロープ



○出場ゲート



○入場ゲート



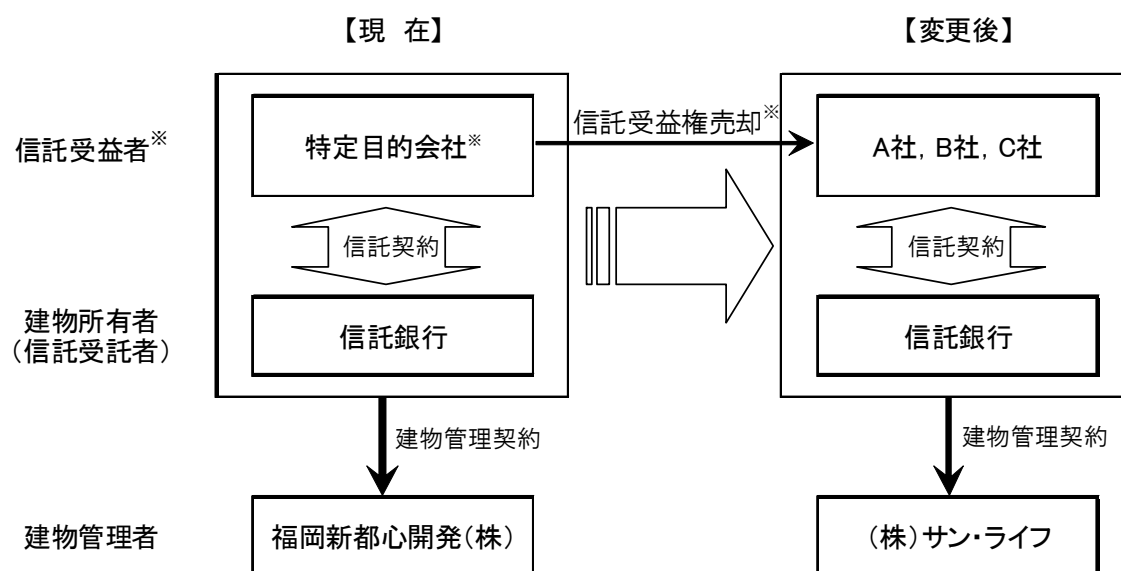
2 現在の指定管理期間の変更及び新たな指定管理者の指定を行なう理由

きらめき通り自転車駐車場は、天神きらめき通りビルの附置義務自転車駐車場と出入口やスロープ、入出場ゲートなどを共有し一体的な構造となっていることから、同ビルの建物管理者であり、附置義務自転車駐車場の管理者でもある福岡新都心開発株式会社が指定管理者として管理を行なっている。

同ビルは、不動産が証券化されている建物であり、信託銀行が所有権を持ち、特定目的会社が信託受益権を保有しており、建物管理は、福岡新都心開発株式会社が受託している。

この度、特定目的会社が保有する信託受益権が売却されるとともに福岡新都心開発株式会社が解散に向けた準備に入り、建物管理者が株式会社サン・ライフに変更されることとなったことから、福岡新都心開発株式会社より平成26年2月28日以降の指定管理者の地位について辞退の申出があったため、現在の指定管理期間を短縮するとともに、新たに指定管理者の指定を行なうものである。

(参考) 天神きらめき通りビル管理体制の変更内容



- ※特定目的会社・・・資産の流動化に関する法律に基づき設立される会社。
不動産や債権の証券化による資金調達など、特定の目的のために設立される。
- ※信託受益者・・・信託財産から生じる経済的利益を享受する者
- ※信託受益権・・・信託に基づいて経済的利益を享受する者の権利

3 現在の指定管理期間の変更 (議案第24号)

議案第244号をもって平成24年12月21日に議会の議決を経た、きらめき通り自転車駐車場にかかる指定管理期間の一部を次のように変更する。

(現在) 平成25年4月1日から平成28年3月31日まで

(変更後) 平成25年4月1日から平成26年2月27日まで

4 新たな指定管理者の指定（議案第 25 号）

（1）指定管理者に指定する者

福岡市博多区住吉一丁目 2 番 25 号
株式会社サン・ライフ

（2）指定する期間

平成 26 年 2 月 28 日から平成 29 年 3 月 31 日まで

（3）選定方法及び選定理由

指定管理候補者の選定については、下記の理由により、福岡市自転車駐車場条例施行規則第 9 条に基づき公募によらない方法とし、天神きらめき通りビル及び附置義務自転車駐車場の管理者である株式会社サン・ライフを指定管理候補者とするものである。

① 設備構造上の合理性

本自転車駐車場は、天神きらめき通りビルの附置義務自転車駐車場と出入口やスロープ、入出場ゲートなどを共有し一体的な構造となっており、ビル及び附置義務自転車駐車場の管理者が、一体管理することで、円滑な管理運営を行うことができる。

さらに、同ビルの管理者として防災センターと連携した監視体制や消防・地震訓練の実施など質の高い管理が実施できる。

② 経費の削減

本自転車駐車場と附置義務自転車駐車場は一体管理することで管理人員の効率的な配置や設備の管理費などの経費の削減を図ることができる。

（4）指定管理料の上限額

平成 26 年度 14,136 千円（税込）

（5）提案額

平成 26 年度 13,389 千円（税込）

1 指定管理候補者選定委員会

○選定委員会 平成 26 年 1 月 9 日開催

○選定委員（5名）

| 氏 名 | 役 職 |
|-----------|-------------------------|
| 辰 巳 浩 | 福岡大学工学部社会デザイン工学科教授 |
| 柴 富 伸 子 | 特定非営利活動法人 コンシューマー福岡 理事長 |
| 八 尋 和 郎 | 公益社団法人 九州経済調査協会 事業開発部長 |
| 柴 山 賢 治 | 道路下水道局総務部長 |
| 小 野 田 勝 則 | 中央区役所地域整備部長(地域整備部長会 会長) |

2 団体概要

| | |
|------|---|
| 団体名 | 株式会社 サン・ライフ |
| 代表者 | 久保 康憲 |
| 所在地 | 福岡市博多区住吉一丁目 2 番 25 号 キャナルシティ・ビジネスセンタービル 8 階 |
| 設 立 | 昭和 48 年 3 月 8 日 |
| 資本金 | 5 千万円 |
| 事業内容 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 建築物及び関連設備の総合管理，メンテナンスに関する 運転保守，点検，整備，管理等の事業 ・ 警備業法で定義される警備業 ・ 駐車場の管理及び賃貸に関する事業 ・ 駐車場の設計，施工及び監理に関する事業 |

3 参考条文

地方自治法（抜粋）

（公の施設の設置、管理及び廃止）

第二百四十四条の二 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

福岡市自転車駐車場条例（抜粋）

（指定管理者の候補者の選定）

第15条 市長は、指定管理者を指定しようとするときは、規則で定めるところにより公募するものとする。ただし、特別な事情があると市長が認める場合は、この限りでない。

福岡市自転車駐車場条例施行規則（抜粋）

（候補者の選定に係る特別な事情）

第9条 条例第15条第1項ただし書きの特別な事情があると市長が認める場合は、次の基準を満たした場合とする。

（1）自転車駐車場が、本市以外の者が管理する施設（本市が設置する施設で、指定管理者にその管理を行わせているものを含む。以下この条において「他の施設」という。）の建物若しくは敷地を利用して設置されていること又は他の施設の建物若しくは敷地に接続して設置されていること。

（2）経費その他の経済上の事情により、自転車駐車場と他の施設とを一体的に管理することについて合理的な理由があること。

（3）自転車駐車場の指定管理者として指定を受けている者が、当該指定の期間内においてその管理する自転車駐車場と当該自転車駐車場が設置されている区又は地区内に新たに設置する自転車駐車場とを一体的に管理することについて合理的な理由があること。

議案第26号

有料道路の料金の変更に関する同意について

上記の議案を提出する。

平成26年2月17日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

理由

本件は、佐賀県道路公社から、三瀬トンネルの料金を変更することについて、道路整備特別措置法第16条第1項の規定により道路管理者の同意を求められたので、同条第2項の規定により議会の議決を求めるものである。

有料道路の料金の変更に関する同意について

佐賀県道路公社から、三瀬トンネルの料金を変更することについて次のとおり同意を求められたが、本件については、同意するものとする。

佐道公第133号

平成25年12月27日

道路管理者

福岡市長 高島 宗一郎 様

佐賀県道路公社

理事長 牟田 香

有料道路通行料金の改定に伴う道路管理者の同意について

消費税率及び地方消費税率が、平成26年4月1日から引き上げられることに伴い、三瀬トンネル有料道路の通行料金を別添のとおり改定することとしています。

つきましては、当該有料道路通行料金を変更することについて、道路整備特別措置法第10条第4項の規定により国土交通大臣の事業変更許可を受けるにあたり、同法第16条第1項の規定により貴職の同意を求めます。

記

- | | |
|---------------|-----------|
| 1 同意を受ける対象道路名 | 別紙 |
| 2 同意を受ける要件 | 別紙 |
| 3 実施予定年月日 | 平成26年4月1日 |

(別紙)

1 同意を受ける対象道路

三瀬トンネル

2 同意を受ける要件

料金

(旧)

(通行1台1回につき単位:円)

| 車種 | 普通車 | 中型車 | 大型車 | 特大車 | 軽自動車等 | 軽車両等 |
|----|-----|-----|-----|-----|-------|------|
| 料金 | 300 | 350 | 500 | 850 | 250 | 30 |

(新)

(通行1台1回につき単位:円)

| 車種 | 普通車 | 中型車 | 大型車 | 特大車 | 軽自動車等 | 軽車両等 |
|----|-----|-----|-----|-----|-------|------|
| 料金 | 310 | 360 | 510 | 870 | 250 | 30 |

(参考) 道路整備特別措置法 (抜粋)

(地方道路公社の行う一般国道等の新設又は改築)

第 10 条 地方道路公社は、一般国道（その新設又は改築が当該一般国道の存する地域の利害に特に関係があると認められるものに限る。）、都道府県道又は市町村道（これらの道路のうち、第 12 条第 1 項に規定する道路網を構成している道路を除き、高速道路以外の道路にあつては当該道路の通行者又は利用者がその通行又は利用により著しく利益を受けるものに限る。）について、道路法第 12 条、第 15 条、第 16 条第 1 項若しくは第 2 項本文、第 17 条第 1 項から第 3 項まで若しくは第 88 条第 2 項の規定又は同法第 16 条第 2 項ただし書若しくは第 19 条第 1 項の規定に基づき成立した協議（同法第 16 条第 4 項又は第 19 条第 4 項の規定により成立したものとみなされる協議を含む。）による管理の方法の定めにかかわらず、国土交通大臣の許可を受けて、当該道路を新設し、又は改築して、料金を徴収することができる。

2 地方道路公社は、前項の許可を受けようとするときは、設計図その他国土交通省令で定める書面を添付して、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

- (1) 路線名及び工事の区間
- (2) 工事方法及び工事予算
- (3) 工事の着手及び完成の予定年月日
- (4) 収支予算の明細
- (5) 料金
- (6) 料金の徴収期間

3 国土交通大臣は、前項の申請が次の各号に掲げる要件のいずれにも適合すると認める場合に限り、第 1 項の許可をすることができる。

- (1) 申請に係る道路が、第 1 項に規定する要件に適合するものであること。
- (2) 料金の額及びその徴収期間が、第 23 条に定める基準に適合するものであること。

4 地方道路公社は、第 1 項の許可を受けた後、第 2 項第 1 号、第 2 号、第 5 号又は第 6 号に掲げる事項を変更しようとするときは、国土交通大臣の許可を受けなければならない。

(道路管理者の同意等)

第 16 条 地方道路公社は、第 10 条第 1 項の許可、第 11 条第 1 項の許可(同条第 4 項の許可を含む。以下同じ。)、第 12 条第 1 項の許可、第 13 条第 1 項の認可又は前条第 1 項の許可(同条第 4 項の許可を含む。以下同じ。)を受けようとするときは、あらかじめ、当該許可又は認可に係る道路の道路管理者（国土交通大臣である道路管理者を除く。）の同意を得なければならない。

2 道路管理者は、前項の同意をしようとするとき（第 12 条第 2 項第 2 号の工事实施計画又は第 13 条第 2 項第 2 号の料金若しくは同項第 3 号の料金の徴収期間について同意をしようとするときを除く。）は、あらかじめ、道路管理者である地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

(参考) 料金変更の考え方について

平成 26 年 4 月 1 日からの消費税率及び地方消費税率の改定（5%→8%）に対応するため、各有料道路の通行料金の変更を行うものである。

通行料金の変更にあたっては、国土交通省から示された「消費税率引上げに伴う料金改定の取扱いについて」を踏まえ、変更料金の算定を行う。

具体的には、現行料金に 105 分の 108 を乗じて得た額について、10 円未満の端数を四捨五入し、10 円単位とした額に変更する。

【例】三瀬トンネル普通車通行料金（現行料金：300 円）

$$300 \text{ 円} \times 108 / 105 \approx 308.57 \text{ 円}$$

→ 10 円未満の端数を四捨五入し、310 円に変更

(参考) 回数券の価格の改定について

回数券の価格については、以下のとおり改定する。

(単位：円)

| 区 分 | 11 回券 | | 60 回券 | | 100 回券 | |
|-------|-------|-------|--------|--------|--------|--------|
| | 現行 | 改定案 | 現行 | 改定案 | 現行 | 改定案 |
| 普通車 | 3,000 | 3,080 | 15,000 | 15,410 | 24,000 | 24,800 |
| 中型車 | 3,500 | 3,590 | 17,500 | 17,980 | 28,000 | 28,760 |
| 大型車 | 5,000 | 5,130 | 25,000 | 25,680 | 40,000 | 41,090 |
| 特大車 | 8,500 | 8,730 | 42,500 | 43,650 | 68,000 | 69,850 |
| 軽自動車等 | 2,500 | 2,560 | 12,500 | 12,840 | 20,000 | 20,540 |
| 軽車両等 | 300 | 310 | 1,500 | 1,540 | 2,400 | 2,470 |

議案第 38 号

市道路線の認定について

上記の議案を提出する。

平成 26 年 2 月 17 日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

理由

本件は、道路の新設、私道の寄付手続の完了等に伴い市道路線を認定する必要があるため、道路法第 8 条第 2 項の規定により議会の議決を求めるものである。

市道路線の認定について

次のように市道路線を認定する。

| 路線番号 | 路線名 | 起 点 | 重要な 経過地 |
|--------|-------------|-------------------------|------------|
| | | 終 点 | |
| 東 4738 | 西戸崎 4738 号線 | 東区西戸崎二丁目 2895 番 31 地先から | |
| | | 同 西戸崎三丁目 2895 番 52 地先まで | |

(以 下 略)

○ 路線認定の内訳 (路線数)

| 区 分 | 東 区 | 博多区 | 中央区 | 南 区 | 城南区 | 早良区 | 西 区 | 計 |
|------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|----|
| 新 設 | 5 | 4 | — | 1 | — | 3 | 1 | 14 |
| 寄 付 | 1 | — | 1 | 2 | 1 | 1 | 1 | 7 |
| 開発帰属 | 24 | 1 | 1 | 3 | 1 | 4 | 3 | 37 |
| 法定外 | — | — | — | — | — | 1 | 1 | 2 |
| 組替等 | — | 5 | — | 7 | — | — | 3 | 15 |
| 計 | 30 | 10 | 2 | 13 | 2 | 9 | 9 | 75 |

議案第 39 号

市道路線の変更について

上記の議案を提出する。

平成 26 年 2 月 17 日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

理由

本件は、道路の新設、私道の寄付手続の完了等に伴い市道路線を変更する必要があるため、道路法第 10 条第 3 項において準用する同法第 8 条第 2 項の規定により議会の議決を求めるものである。

市道路線の変更について

次のように市道路線を変更する。

| 路線番号 | 路線名 | 旧 新別 | 起 終 | 点 点 | 重要な 経過地 |
|--------|-------------|---------|------------------------|----------------------|------------|
| 東 3441 | 雁の巣 3441 号線 | 旧 | 東区雁の巣二丁目 1540 番 1 地先から | 1507 番 3 地先まで | |
| | | 新 | 東区雁の巣二丁目 1540 番 1 地先から | 同 大字奈多 1429 番 7 地先まで | |

(以下略)

○ 路線変更の内訳（路線数）

| 区分 | 東区 | 博多区 | 中央区 | 南区 | 城南区 | 早良区 | 西区 | 計 |
|-----|----|-----|-----|----|-----|-----|----|----|
| 新設 | — | — | 1 | — | 1 | 2 | 2 | 6 |
| 寄付 | — | — | — | — | — | 1 | — | 1 |
| 法定外 | 1 | — | — | — | — | — | — | 1 |
| 組替等 | — | 29 | 1 | 26 | — | — | 3 | 59 |
| 計 | 1 | 29 | 2 | 26 | 1 | 3 | 5 | 67 |

議案第 40 号

市道路線の廃止について

上記の議案を提出する。

平成 26 年 2 月 17 日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

理由

本件は、道路の組替え等に伴い不要となった市道路線を廃止する必要があるため、道路法第 10 条第 3 項において準用する同法第 8 条第 2 項の規定により議会の議決を求めるものである。

市道路線の廃止について

次のように市道路線を廃止する。

| 路線番号 | 路線名 | 起 点 | 重要な 経過地 |
|---------|-------------|------------------------|------------|
| | | 終 点 | |
| 博多 1271 | 西月隈 1271 号線 | 博多区西月隈六丁目 993 番 1 地先から | |
| | | 同 1016 番 3 地先まで | |

(以 下 略)

○ 路線廃止の内訳（路線数）

| 区 分 | 東 区 | 博多区 | 中央区 | 南 区 | 城南区 | 早良区 | 西 区 | 計 |
|-------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|----|
| 組 替 等 | — | 5 | 1 | 2 | — | 2 | 2 | 12 |
| 計 | 0 | 5 | 1 | 2 | 0 | 2 | 2 | 12 |